

『親子交流支援』で守っていただくルール(付き添い型)

(NPO 法人しんぐるサポートセンター福岡)

1. ご利用の同意について

当センターの支援を受けるには、お父さんお母さん双方の同意が必要です。

2. 交流方法に関する紛争がある場合

親子交流の方法などについて父母間で争いがある場合、支援は行えません。

また、当センターは相手方の行動の正当性や是非を判断したり、双方の交渉ごとの間に入ることはできませんので、親子交流の日程調整以外の仲介などが必要になった場合は弁護士や裁判所の調停等を通じて話し合いを行ってください。

また、当センタースタッフが伝言をお預かりして相手方にお伝えするようなメッセージャーのような役割についてもお断りしております。

3. 親子交流の基本的な考え方

親子交流は親の責任のもとで行われ、安全の確保とお子さまの福祉を最優先にさせていただくことをご理解ください。親子交流中のお子さまのケガについて当センターは責任を負いかねます。

4. 禁止行為について

(1)事前面談や親子交流中に、暴力・脅迫・暴言・連れ去り・飲酒・酒気帯び・他方当事者に接近するような行為などがあった場合、支援の開始及び継続をお断りします。

(2)お子さまに対して相手方の状況(住居秘匿の場合の居場所や連絡先等は特に)を聞くなどの行為は禁止します。また、お子さまに対して相手方の悪口を言ったり、当センターを非難するような発言は交流がうまくいかない原因になりますのでお控えください。

(3)当センターを利用した支援について、書面による承諾なしに、以下の情報を調停や訴訟に利用すること及びSNS等で発信、開示することを禁止します。

①当センターと利用者間のLINEやメールのやりとりの履歴

②親子交流中に撮影されたすべての写真、動画(当センターが提供した写真等を含む)

③当センター職員との会話内容

5. 時間厳守のお願い

遅刻のないようご協力をお願いします。やむを得ず遅れる場合は、必ず事前にご連絡ください。遅刻された場合でも、支援は予定どおりの時間で終了します。

6. 交流日時の変更・キャンセルについて

突然の病気などの緊急事態を除き、日時決定後の変更やキャンセルはできません。緊急事態の場合、相手方の同意とセンターの空き状況により、同月内で振替が可能です。それ以外のキャンセルの場合、その月の交流は中止となります。

悪天候や交通網の乱れなどが原因で支援の提供が困難な場合は当センターより双方にご連絡し、改めて代替日の日程調整をいたします。

7. プレゼント等について

事前面談で打ち合わせたもの、または同居親の同意があるもの以外のプレゼントやお小遣いはお控えください。スタッフが同居親に確認することも可能ですので、スタッフにご相談ください。

談ください。

8. **交流に参加できる方について**

親子交流に参加できるのは別居親のみです。祖父母などの親族が同伴する場合は、同居親の同意が必要です。

9. **同居親の同席について**

お子さまが乳児などで、同居親が不安を感じる場合でも、交流の場に同居親が同席することはできません。その際は、交流場所の近くで待機していただくようご案内します。

10. **撮影について**

写真やビデオ撮影は、同居親の同意がある範囲で可能です。スタッフを撮影することはご遠慮ください。

11. **支援方法の変更と継続について**

親子交流に不安がある場合も、回数を重ねることで徐々に慣れていただけます。お父さんお母さん双方の同意があれば、支援方法を「付き添い型」から「受け渡し型」へ変更することも可能です。利用開始から1年後には、支援継続についてお父さんお母さん双方と面談を行い、ご希望があれば利用を更新できます。

以上